

津波災害警戒区域について(不動産取引業者の方へ)

○広島県では、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年6月)に基づく津波災害警戒区域(法53条)を平成31年3月4日に指定しております。

○津波災害警戒区域の指定により、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第16条の4の3の3に、取引対象となる物件が警戒区域内にあるときは、その旨を取引の相手方等に重要事項として説明することが義務となっております。

○津波に対する浸水リスクを知っていただくためにも、説明への御協力よろしくお願い致します。

○なお、広島県内では特定開発行為等の制限がある津波災害特別警戒区域(法第72条)については、現在のところ指定はありません。指定する場合は事前にホームページ等で区域図の事前公表等を行う予定としております。

高瀬・津波災害ポータルひろしま

検索する住所を市町から入力してください。 検索

住所を入れていただくと、該当箇所の拡大が表示されます。

黄色着色されているところが津波災害警戒区域となります。

拡大図

該当箇所をマウススクロール機能において拡大いただくと、格子(10m×10m)内に基準水位が表示されます。

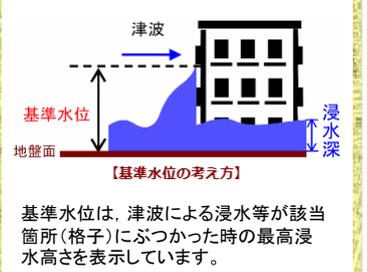
市町の最新の津波に対する避難所を確認することも可能です。

該当箇所を印刷することも可能です。

印刷

- 広島県での津波による取組について
- ①津波浸水想定図の公表(平成25年5月)
⇒8段階の色分けにて浸水リスクを表示
 - ↓
 - ②津波災害警戒区域の指定(平成31年3月)
⇒津波浸水想定図をより詳しく0.1m単位にて浸水リスクを表示

※13ケースの津波シミュレーション(南海トラフ巨大地震や瀬戸内海域を震源とする地震)を実施し、最大クラスの津波による浸水域・浸水深・基準水位を公表しています。



ご不明な点等ございましたら下記連絡先までご連絡ください。
 広島県土木建築局港湾漁港整備課
 082-228-0976